

介護職員初任者研修に関する覚書

本覚書は、札幌学院大学に在籍する学生等に対して、社会福祉法人ほくろう福祉協会【札幌シニア福祉機構】が主催する「介護職員初任者研修」を実施するあたり、学生等の資格取得を促進するために、その運営及び分担並びに留意事項等を取決めるものである。

1. 研修名称及び主催者

「介護職員初任者研修」(旧：ホームヘルパー2級養成講座)
社会福祉法人ほくろう福祉協会【札幌シニア福祉機構】
事業者指定：石保社第4047号(平成25年3月21日)

2. 受講対象者

- ① 札幌学院大学の在籍学生
- ② 大学近隣等の地域住民

3. 受講会場と定員

札幌学院大学キャンパス内教室 定員40名

4. 開催期間(予定)と受講時間

- ① 2020年2月10日(月)～3月27日(金)の間(受講時間：130時間)
 - ② 9時30分～16時40分
- ただし、大学行事等がある場合は日程を調整する。

5. 受講料(テキスト代・実習費含む)

- ① 学生 ¥48,000
- ② 一般 ¥58,000

6. 学則

修業年限・カリキュラム・主要テキスト・修了認定及び修了証明書・補講の取扱い・退学規定等は、別紙1「学則」のとおり運用する。

尚、札幌学院大学への受講会場及び受講料等の変更について、別途北海道に申請する。

7. 主催者と札幌学院大学との役割分担

研修開催にあたり、原則、主催者が責任をもって運営を行なうが、一部札幌学院大学側の協力を得るため、「介護職員初任者研修の運営に関する役割分担」を別に定めることとする。

8. 事故対応

受講時間中及び教材等の搬入に際し、札幌学院大学構内の建物及び備品等の破損・紛失については、主催者が原則、保障するものとする。また、受講者が万が一、怪我などを発症した場合は、基本的に自己責任となるが、主催者側の注意喚起等が不徹底と認められる場合は、保障対象とする。

ただし、通学時の災害等は、受講者本人の自己責任とする。

9. 個人情報の取扱い

受講に関するものは、学則に準じて取扱うものとする。尚、受講生の個人情報については、本研修運営に使用する以外は、本人の同意なく開示しない。

10. 覚書の有効期間

本覚書の有効期間は、2019年8月1日から2020年3月31日までとする。

11. 備考

- ① 講義日に利用する教室および会議室の校舎使用料については、会場である札幌学院大学の規程に定める金額の半額を主催者が負担する。
- ② 地域住民の受講にあたっては、主催者側から会場である札幌学院大学構内の使用ルールを遵守するよう指導する。
- ③ 札幌学院大学専任教員が研修講師資格に適用する場合、講師依頼をすることができる。
- ④ その他、必要事項については、札幌学院大学と主催者で協議の上、決定する。
- ⑤ 札幌学院大学側の担当窓口は、人文学部人間科学科社会福祉士課程担当教員および教育支援課人文学部係とする

2019年7月11日

学校法人 札幌学院大学
理事長 井上 俊彌



社会福祉法人ほくろう福祉協会
理事長 松本 剛一

